

災害時等の放送に関する協定書

東御市長 花岡利夫（以下「甲」という。）と株式会社エフエムとうみ代表取締役 加藤行孝（以下「乙」という。）とは、災害が発生、又はおそれのある場合における放送に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときの必要な手続き等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「災害情報放送」とは前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認めたとき、乙の行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。
- (2) 「緊急警報放送」とは、前条の目的を達成するため、甲と乙の事務所に設置されている緊急警報放送設備を利用し、甲の要請に基づき乙が、又は甲が緊急警報信号を発生して放送中の番組に割り込んで行う放送をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、災害情報放送及び緊急警報放送の要請をするときは、乙に対して電話等により次の事項を明らかにして予告した後、文書により行うものとする。

- (1) 放送を要請する理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信システムをそのつど決定し、放送するものとする。

2 甲は、乙の放送局の職員が不在の場合、又は甲が乙に要請をする時間的余裕がない場合は、事前に協議し定めた運用マニュアルに従い、甲自ら緊急警報放送を実施した後、速やかに乙に報告するものとする。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

- (1) 甲の連絡責任者 総務部企画財政課長
- (2) 乙の連絡責任者 放送局長

(費用の負担)

第6条 甲の要請による災害情報放送及び緊急警報放送により、乙に生じた費用は甲の負担とし、その額は別途協議するものとする。

(臨時災害放送局)

第7条 大規模な災害が発生し、甲が臨時災害放送局を開設するために、当該放送局免許を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託するものとする。

2 前項による業務委託の額は、甲乙協議により決定するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年7月1日までとする。
ただし、協定満了1か月前までに甲又は乙から異議申し立てがない場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定するものとする。

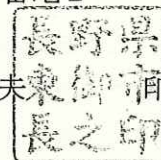
この協定の証として本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年7月2日

甲 所在地 長野県東御市県 281 番地 2

名称 東御市

代表者 東御市長 花岡 利夫



乙 所在地 長野県東御市田中 202 番地

名称 株式会社エフエムとうみ

代表者 代表取締役 加藤 行孝

